**【資料４】**

○結城市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成３０年９月２７日

条例第２２号

結城市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成１３年結城市条例第１０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、結城市障害者福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市内に居住する障害者（以下「障害者」という。）の福祉の増進を図ることを目的として、次の施設を設置する。

（１）名称　結城市障害者福祉センター

（２）位置　結城市大字小田林１１６６番地１

（管理）

第３条　結城市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に従い、最も効率的な運用を図らなければならない。

２　市長は、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理の全部又は一部を行わせることができる。

（福祉センターが行う事業）

第４条　福祉センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）簡易な作業についての指導及び訓練に関すること。

（２）日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練に関すること。

（３）機能回復のための各種訓練に関すること。

（４）教養の向上及び社会適応に必要な各種講習会の実施に関すること。

（５）生活、訓練等に関する各種相談に関すること。

（６）福祉に関する情報の提供に関すること。

（７）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業に関すること。

（８）前各号に掲げるもののほか、障害者の福祉の増進を図るため必要と認める事業に関すること。

（指定管理者が行う業務）

第５条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）前条各号に掲げる事業に関する業務

（２）福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）福祉センターの利用許可に関する業務

（４）前各号に掲げるもののほか、福祉センターの運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務を除く業務

２　第３条第２項に規定する場合において、第１９条及び第２０条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の募集等）

第６条　市長は、指定管理者に福祉センターの管理を行わせようとするときは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらないで指定管理者の候補者を選定することができる。

（１）福祉センターにおいて地域住民による自主的な管理運営を確保する必要があるとき。

（２）設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の法人等に福祉センターを管理運営させる必要があるとき。

（３）福祉センターの適正な維持管理を確保しつつ、住民に対し効果的にサービスを提供することができるものが特定の法人等に限られるとき。

（４）福祉センターの廃止又は用途変更の予定を勘案して、選定の際現にその管理を行っている法人等を指定管理者の候補者に選定するとき。

（５）前各号に掲げるもののほか、管理運営上の性格、事業の内容、規模及び機能等に照らして、第２条の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる等公募を行わないことについて合理的な理由があると認めたとき。

（指定管理者の管理の期間）

第７条　指定管理者が福祉センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の４月１日（当該指定を受けた日が４月１日である場合は，当該日）から起算して５年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の指定の申請）

第８条　第３条第２項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

（１）福祉センターの事業計画書

（２）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

２　前項の規定は、前条ただし書の再指定の場合について準用する。

（指定管理者の指定）

第９条　市長は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

（１）福祉センターの運営が第１９条第１項に規定する者の平等な利用を確保することができるものであること。

（２）福祉センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（３）事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

（事業報告書の作成及び提出）

第１０条　指定管理者は、毎年度終了後６０日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし，年度の途中において第１２条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して６０日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（１）福祉センターの管理業務の実施状況及び利用状況

（２）福祉センターの管理に係る経費の収支状況

（３）前２号に掲げるもののほか、指定管理者による福祉センターの管理の実態を把握するために必要な事項

（業務報告の聴取等）

第１１条　市長は、福祉センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第１２条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第１３条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第１４条　指定管理者は、故意又は過失により福祉センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第１５条　指定管理者又は福祉センターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、結城市個人情報保護条例（平成１７年結城市条例第３号）第２条に規定する個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、福祉センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され，又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（市の免責）

第１６条　市は、この条例に定める指定管理者の義務の不履行による事故等については、一切の責めを負わない。

（選定委員会）

第１７条　結城市障害者福祉センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

２　選定委員会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の選定に関し審議する。

（開館日等）

第１８条　福祉センターの開館日及び開館時間は、次のとおりとする。

（１）開館日　次に該当する日を除くすべての日

ア毎週土曜日及び日曜日

イ国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

ウ１２月２９日から翌年１月３日までの日

（２）開館時間　午前８時３０分から午後５時まで

２　市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定を変更することができる。

３　指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館日若しくは開館時間を変更することができる。

（利用の許可等）

第１９条　福祉センターを利用できる者は、市内に居住する次に掲げる者とする。

（１）障害者及びその家族

（２）障害者関係団体及び奉仕活動に携わる者

（３）市民の福祉の向上に寄与すると認められる者

（４）前３号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの

２　前項各号に定める者が福祉センターを利用する場合は、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、項の許可をしないことができる。

（１）福祉センターを利用する者が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（２）管理上支障があると認めるとき。

（３）施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（利用の許可の取消し等）

第２０条　市長は、前条第２項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、許可の内容若しくは条件を変更し、又は福祉センターからの退館を命ずることができる。

（１）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（３）偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。

（４）許可に付された条件に違反したとき。

（５）その他市長が必要と認めたとき。

（利用者の義務）

第２１条　利用者は、利用の許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

２　利用者は、その利用の目的を終了したときは、遅滞なく、施設及び設備を現状に回復しなければならない。

（施設等の損傷等）

第２２条　利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（運営委員会）

第２３条　市長は、福祉センターの良好な運営を行うために、運営委員会を組織する。

（委任）

第２４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。